

平成23年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成23年9月14日（水曜日） 午後 1時05分開議

- 第 1 認定第 1号 平成22年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 2 認定第 2号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 3 認定第 3号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 4 認定第 4号 平成22年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 5 認定第 5号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 6 認定第 6号 平成22年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 7 認定第 7号 平成22年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 8 認定第 8号 平成22年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第 9 認定第 9号 平成22年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員会委員長報告）
- 第10 発議第 4号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）
- 第11 発議第 5号 東日本大震災を教訓とした大規模災害対策を求める意見書（案）
- 第12 発議第 6号 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書（案）
- 第13 請願第 1号 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する請願
- 第14 発議第 7号 医師養成費貸付金返還請求訴訟（反訴）にかかる決議（案）
- 第15 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君 | 2番 細谷久雄君 |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |
| 5番 星川三喜男君 | 6番 山本得恵君 |
| 7番 柳澤雅宏君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	野	邑	智	雄	君					
教	育	長	米	屋	彰	一	君				
総	務	課	長	遠	藤	義	一	君			
ま	ち	づ	く	り							
推	進	課	長	小	林	生	吉	君			
産	業	建	設	課	長	中	原	直	樹	君	
産	業	建	設	課	参	事	小	林	嘉	仁	君
産	業	建	設	課	主	幹	山	内		功	君
保	健	福	祉	課	長	石	川		篤	君	
保	健	福	祉	課	主	幹	吉	田	智	一	君
教	育	次	長			青	木		彰	君	
会	計	管	理	者		高	井		秀	一	君
国	保	病	院	事	務	長	柴	田		弘	君

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	和	田	行	雄	君		
議	会	事	務	局	書	記	田	辺	め	ぐ	み	君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） これから本日の会議を開きます。

（午後 1時05分）

◎認定第1号～認定第9号

○議長（村山義明君） 日程第1、認定第1号 平成22年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件（決算審査特別委員会委員長報告）から日程第9、認定第9号 平成22年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件（決算審査特別委員会委員長報告）までを一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○決算審査特別委員長（東海林繁幸君） 決算審査特別委員会の審査報告を行います。

平成23年9月14日、中頓別町議会議長、村山義明様。

決算審査特別委員会委員長、東海林繁幸。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、件名、認定第1号 平成22年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成22年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成22年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成22年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成22年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 平成22年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、いずれの事件番号に基づく認定は認定されたことを報告いたします。

決算認定にあたって付すべき意見。

（1）、全会計を通じ、職員の徴収努力には目を見張るものがあるが、引き続き強力に収入未済金の回収に努められたい。

（2）、平成22年度決算にかかる医師養成費貸付金の収入未済金についても、適切かつ早急に回収に努められたい。

以上、報告を終わります。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから認定第1号 平成22年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、これから採決を行います。

お諮りします。本決算は認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定すべきものと決定しました。

これから認定第2号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、採決を行います。

お諮りします。本決算は認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきものと決定しました。

これから認定第3号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、採決を行います。

お諮りします。本決算は認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきものと決定しました。

認定第4号 平成22年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、採決を行います。

お諮りします。本決算は認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきものと決定しました。

これから認定第5号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、採決を行います。

お諮りします。本決算は認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきものと決定しました。

認定第6号 平成22年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、採決を行います。

お諮りします。本決算は認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきものと決定しました。

認定第7号 平成22年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、採決を行います。

お諮りします。本決算は認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきものと決定しました。

認定第8号 平成22年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、採決を行います。

お諮りします。本決算は認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきものと決定しました。

認定第9号 平成22年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、採決を行います。

お諮りします。本決算は認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきものと決定しました。

◎発議第4号

○議長（村山義明君） 日程第10、発議第4号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

山本さん。

○6番（山本得恵君） 発議第4号。

中頓別町議会議長、村山義明様。

平成23年9月14日。

提出者、中頓別町議会議員、山本得恵。賛成者、同じく、細谷久雄。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林は二酸化炭素の吸収源として、大きな関心と期待が寄せられているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、引き続く経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、「森林・林業再生プラン」に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進により、森林・林業の再生を図ることが重要である。

また、先般の東日本大震災により、東北地方を中心に未曾有の大被害をもたらしたところであるが、その復旧・復興が必要であるため、以下の項目を実現するよう要望する。

記

1 東日本大震災の速やかな復興にむけて、被災した森林や木材加工施設等の早期復旧に加え、復興木材の供給に向けた被災地域及び全国における森林・林業再生を加速化すること。

2 今般導入される地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策や木材利用促進を位置付けるなど森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保による森林経営対策を推進すること。

3 間伐等森林整備の推進、持続可能な森林経営の確立に向け、森林管理・環境保全直接支払制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、担い手育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進、森林整備経費の定額助成の導入など効率的施業の推進と所有者の負担軽減を推進すること。

4 低炭素社会の実現に着目した公共建築物や民間住宅・事務所等での地域材の利用を推進するとともに、新たなエネルギー政策の転換の検討に当たって、木質バイオマスエネルギーを最大限活用するなどの国産材の利用拡大を推進すること。

5 森林整備加速化・林業再生事業の拡充・延長により、川上・川下が一体となった森林・林業の再生に向けた取り組みを推進すること。

6 国民共有の財産である国有林については、一般会計により、公益的機能の一層の発揮を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成23年9月14日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 新・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号

○議長（村山義明君） 日程第11、発議第5号 東日本大震災を教訓とした大規模災害対策を求める意見書案の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 発議第5号。

平成23年9月14日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、細谷久雄。賛成者、中頓別町議会議員、柳澤雅宏。

東日本大震災を教訓とした大規模災害対策を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

東日本大震災を教訓とした大規模災害対策を求める意見書（案）

3月11日に発生した東日本大震災は、三陸沖を震源とする観測史上最大の地震であり、それに伴う津波が北海道を含む東日本の広い範囲に到達し、想像を絶する被害をもたらしました。

さらに、東京電力・福島第一原子力発電所の事故はいまだ終息に至らず、わが国全体の国民生活や経済に深刻な影響をもたらしています。

東日本大震災による被害の範囲や規模を想定内と考えれば、道北地方で同様の災害が発生した際、被災自治体のみで住民の安全確保や各種産業への被害対策に応じるのは、到底無理と言わざるを得ません。

未曾有の災害の復興には、被災自治体のみならず、被災者受入自治体やその他の自治体が広範囲にわたり、様々な支援を講じなければならず、現行の災害救助法の枠組みや地方財政制度での対応にも限界があります。

このため、国においては、今回の東日本大震災を教訓に、次の事項を早期に実現するよう強く要請します。

1 防災対策の検証と被災地域への支援方策の確立

国において、東日本大震災による被災状況の分析と防災対策の検証を行うとともに、大規模・広範囲に及ぶ災害が起こることを前提とした上で、国による被災自治体への支援方策を確立するほか、迅速・円滑に支援を行うため、国が主体となって、支援の内容、方法等を早急に把握・調整し、支援する自治体と支援される自治体とを密接につなぐ被災地支援制度を構築すること。

2 復旧・復興に向けた地方経済対策と地方財政の確保

(1) 東日本大震災は、被災地のみならず、わが国の地域経済に深刻な影響を及ぼしており、とくに経営基盤が弱い中小企業、商工業者への支援など、地域経済が停滞から脱却できるような対策を講ずること。

(2) 平成24年度の地方財政対策においては、東日本大震災の復旧・復興・支援に係る財源は別途確保した上で、自治体の財政運営に必要な地方交付税の総額を確保すること。

3 災害から住民を守る強いインフラの整備

東日本大震災を踏まえ、地震・津波対策に係る基準や指針等の見直しを行うとともに、防災上重要な公共土木施設の整備を推進すること。

とくに水産業が基幹産業となっている宗谷管内においては、漁港をはじめ、防波堤、防潮堤に壊滅的な打撃を被る恐れがあることから、津波対策を強化すること。

また、大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うためには、広域的な人と物の流通ルートを確保する必要があり、空港、港湾、道路等の交通インフラの耐震性強化と多重性・代替性のある緊急輸送ネットワークの整備を推進すること。

4 原子力発電所の安全確保と風評被害対策、事故情報網の整備

東日本大震災による原子力発電所の事故の影響は、極めて広範囲に及んでいる。原子

力発電所の立地区域のみならず、放射能汚染の心配なく住民が安心して暮らすためには、広い圏域での一層の安全対策の確保が必要であり、福島第一原子力発電所の事故原因の徹底究明と現存する原子力発電所の安全基準などの検証を行うとともに、新たな知見に基づき安全対策の徹底を図ること。

また、風評被害の防止と自治体や住民が正確な情報に基づき事故に対処できるようにするため、監視体制の強化や影響予測情報の緊急提供体制、情報伝達網を構築すること。

さらに、防護服・サーベイメーター（携帯用放射線測定器）の配備とともに、医療や避難体制の整備に対して財政的支援を充実すること。

5 エネルギー政策の転換

今回の大震災及び原子力災害を踏まえ、これまでのわが国のエネルギー政策を抜本的に見直し、国民的な議論を行った上で、今後のエネルギー政策の新たなビジョンを早急に策定すること。

新ビジョンにおいて、太陽光、バイオマス、風力など、地域の特性を生かした再生可能な新エネルギーの普及促進を加速させること。

併せて、電力買取制度の拡充や技術開発の積極的な推進を行うとともに、各地域に潜在する再生可能エネルギーをその地域で効果的に活用するエネルギーの地産地消と自給圏の確立を目指し、規制緩和や必要な法整備を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成23年9月14日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、復興対策、防災担当大臣、環境、原発事故担当大臣。

以上の意見書案を提出いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号 東日本大震災を教訓とした大規模災害対策を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号

○議長（村山義明君） 日程第12、発議第6号 平成24年度農業予算編成ならびに税

制改正に関する意見書案の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 発議第6号。

平成23年9月14日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、柳澤雅宏。賛成者、同じく、細谷久雄。

平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

それでは、読み上げて提案させていただきます。

平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書（案）

3月11日に発生した東日本大震災と福島第1原発の事故は、我々日本人がかつて経験したことの無い精神的苦痛と甚大な被害をもたらしていますが、当面する緊急かつ最優先の課題は、原発事故の収拾と損害賠償を含む被災地の復旧・復興であります。

こうした中、政府は7月29日、「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定するとともに、8月15日、日本の再生に向けた取組を再スタートするための「政策推進の全体像」を閣議決定し、国家戦略やエネルギー・環境政策の再設計のほか、TPP交渉参加問題については、「総合的に検討し、できるだけ早期に判断する」とし、依然、高いレベルでの経済連携を進める姿勢は変えておりません。

このような未曾有の国難に対して、被災地の復旧・復興の支援はもとより、我が国の食料安定供給へのさらなる貢献を果たすという使命感に立ち、北海道が持つ潜在能力を最大限に発揮し持続可能な農業の確立を図るため、平成24年度農業予算編成ならびに税制改正にあたり、下記の事項を強く要望します。

記

（1）日本経済・社会の再建と国内農業対策

①東日本大震災ならびに福島第1原発事故の被災地の農林漁業の再建、安全・安心を最優先にしたエネルギー政策の再構築ならびに内需拡大を重視した日本経済・社会の再建に全力で取り組むこと。

②国内農業対策の検討にあたっては、災害にも強い食料供給基地の建設と国の構造改革に着実に取り組んできた地域の経営実態など、その課題点を真摯に洗い出した上で、経営形態別の目標とすべき構造ならびに経営展望の明示、それを実現するために主業的経営体が真に必要なとする政策を確立すること。

③自給率目標の達成に向けては、国産農畜産物が確実に輸入農畜産物に置き換わるための誘導策を食料・農業・農村政策のみならず、税制・食品産業対策など省庁横断的な政策体系としてパッケージで仕組むこと。

（2）包括的経済連携等貿易交渉対策

過去の国会決議などにに基づき、これまで同様すべての貿易交渉（WTO・二国間FTA・EPA）にあたり、例外措置として重要品目の関税を維持する交渉姿勢を貫くことが必要と考えます。よって、例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉への参加は断じて行わないこと。

（３）政策の安定的継続と財源確保

戸別所得補償制度をはじめとする農業政策については、これまで努力してきた生産者・産地の取り組みを尊重するとともに、24年度予算においても万全の財源を確保し、生産者が安心して営農に取り組めるよう制度の法制化等中長期的に安定して継続される政策とすること。

（４）生産基盤確保対策

農業の生産性向上には、ほ場の基盤整備、排水対策ならびに農畜産物の集出荷・調製施設等の生産基盤の確立と優良品種や技術の試験研究・開発が重要であり、併せて生産現場への組織的普及活動が不可欠であることから、これらに必要な万全な予算を確保すること。

（５）税制改正要望対策

軽油引取税やA重油の石油石炭税の課税免除措置の恒久化など、農業経営の安定に必要な税制措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

平成23年9月14日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣。

以上、よろしくご審議いただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号

○議長（村山義明君） 日程第13、請願第1号 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する請願を議題とします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する請願は委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りいたします。請願第1号は、既に議決された意見書と同一趣旨のものでありますので、議決不要とし、採択されたものとみなすことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択されたものとみなします。

◎発議第7号

○議長(村山義明君) 日程第14、発議第7号 医師養成費貸付金返還請求訴訟(反訴)にかかる決議案を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

星川さん。

○5番(星川三喜男君) 発議第7号。

平成23年9月14日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、いきいきふるさと常任委員会委員長、星川三喜男。

医師養成費貸付金返還請求訴訟(反訴)にかかる決議(案)。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

医師養成費貸付金返還請求訴訟(反訴)にかかる決議(案)

本町は、地域の医療不安を払拭するため、「医師及び看護師等の養成に関する条例」を制定し、地元出身医師の養成と定着化に努めてきたが、医師養成費貸付金の返済をめぐり、本町が訴訟を提起することになったのは、必ずしも議員全員の本意とするところではない。

医師養成費の貸付に当たっては、金銭消費貸借契約書に基づき、返還が滞った場合に給与などを裁判所の判決なしに差し押さえることができる「公正証書」、4名の連帯保証人からの「預託金」が、契約不履行の際の安全装置として条文に定められていた。

しかし、これらの有力な担保のうち、「公正証書」については、はじめから作成されておらず、貸付金が完済される前に「預託金」が連帯保証人に返還されていたこととあわせて、当時の行政の大きな失態と言わざるを得ない。

弁済が滞ったときに最初に起動するはずの「公正証書」の作成を怠っていたのが、契約当時(平成2年)の担当職員の職務怠慢であるなら、町は、まず、連帯保証人に、その非をお詫びし、その上で、弁済の申し入れを行うのが筋であろう。

この度の訴訟は、相手側の債務不存在確認請求訴訟への反訴という形をとっているが、連帯保証人が残りの貸付金を弁済すれば、訴えの実益はなくなることからして、当議会は、議案第51号訴訟の提起とその訴訟費用を計上した議案第52号中頓別町一般会計補正予算を可としたが、町がこれまでの行政遂行上の責任を認め、連帯保証人に対し、貸付金の未償還額の早期弁済を強く働きかけるよう求める。

また、早期に当該訴訟を終息させ、本町医療の信頼を回復するよう求める。

以上、決議する。

平成23年9月14日、中頓別町議会。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号 医師養成費貸付金返還請求訴訟（反訴）にかかる決議案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（村山義明君） 日程第15、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件については、いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配付したとおり申し出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長申し出のとおり決定しました。

◎議案の文言整理について

○議長（村山義明君） ここでお諮りします。

このたびの定例会で議決された議案について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

よって、会議規則第7条の規定によって、本日ただいまをもって閉会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（村山義明君） これで本日の会議を閉じます。

平成23年第3回定例会を閉会します。

（午後 1時46分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員